限定承認公告

本籍愛知県豊橋市下地町字天神七七番地二、最後の住所愛知県豊橋市石巻町字野田一八番地　三―一〇一　被相続人　亡　鈴木　良志

右被相続人は平成二十一年十月七日死亡し、その相続人は平成二十二年一月二十九日名古屋家庭裁判所豊橋支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十二日

愛知県豊橋市北岩田一丁目一二番地の八

相続財産管理人　杉浦　ゆか

限定承認公告

本籍大阪府大阪市浪速区敷津西一丁目六番地、最後の住所大阪市住之江区中加賀屋二―二―一九―二〇五　被相続人　亡　遠山　健次

右被相続人は平成二十一年七月五日死亡し、その相続人は平成二十二年一月四日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十二日

大阪市浪速区敷津西一―三―一九

相続財産管理人　遠山　英男

限定承認公告

本籍山口県防府市八王子一丁目一六三五番地一、最後の住所山口市小郡高砂町二番―一五―八〇一号　被相続人　亡　吉正　正紀

右被相続人は平成二十一年九月十八日死亡し、その相続人は平成二十二年一月二十九日山口家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十二日

広島県広島市西区鈴が峰町三八―四―五〇三　相続財産管理人代理人　沖原　正也

吸収分割公告及び合併公告

株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション（甲）（住所　京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町一番地）及び乙は吸収分割して、乙は甲の営む事業のうち、甲の秘書室、広報室、経営戦略統括部、総務統括部及び財務統括部に係る事業の一部並びに甲の監査室及び内部統制室に係る事業の全部以外の事業に関して有する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしましたので公告いたします。

又、乙並びに丙及び丁はそれぞれ合併して、乙は丙及び丁の権利義務全部をそれぞれ承継して存続し、丙及び丁は解散することにいたしましたので公告いたします。なお、この合併の効力発生は、甲及び乙の吸収分割の効力発生を条件としております。

効力発生日は、吸収分割及び合併のいずれについても平成二十二年四月一日となります。

甲及び乙の吸収分割は、会社法第七八四条第三項に基づき、甲の株主総会の承認決議を経ずに決定しております。なお、甲及び乙の吸収分割に関する乙の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は、平成二十二年二月十日に終了しております。

又、乙、丙及び丁の合併は、会社法第七九六条第三項に基づき、乙の株主総会の承認決議を経ずに決定しております。なお、乙、丙及び丁の合併に関する丙及び丁の株主総会の承認決議（丙及び丁のいずれも会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は、平成二十二年二月十日に終了しております。

この吸収分割又は合併に異議のある乙の債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に乙にお申し出ください。又、この合併に異議のある丙の債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に丙に、この合併に異議のある丁の債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に丁に、それぞれお申し出ください。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりであります。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）平成二十一年六月二十六日付官報（号外第一三六号）二七五頁

（丙）平成二十一年六月二十六日付官報（号外第一三六号）二三三頁

（丁）平成二十一年六月二十六日付官報（号外第一三六号）一八七頁

平成二十二年二月十二日

京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町一番地

（乙）株式会社ジーエス・ユアサパワー

サプライ

代表取締役　依田　誠

東京都港区西新橋一丁目八番一号

（丙）株式会社ジーエス・ユアサイン

ターナショナル

代表取締役　椎名　耕一

京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町一番地

（丁）株式会社ジーエス・ユアサビジネス

サポート

代表取締役　倉垣　雅英

金融商品取引業者の吸収合併の公告

当社は、吸収合併によりキーノート株式会社（住所東京都目黒区東山一丁目六番二号）に権利義務全部を承継させて解散することといたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は平成二十二年三月十二日です。

平成二十二年二月十二日

東京都目黒区東山一丁目六番二号

株式会社ニード

代表取締役　堀本　清人

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき優先資本金の額を三億五千万円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年九月二十九日付官報の号外第二〇七号一〇九頁に掲載されています。

平成二十二年二月十二日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号

ライジング・サン第2号A特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億円減少し二十六億百万円とすることにいたしました。

効力発生日は、平成二十二年三月十五日であり、社員総会の決議は平成二十二年一月二十二日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十二年二月十二日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

特定目的会社小樽Ｒ２

取締役　大村　圭一

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を四億円減少し二十六億百万円とすることにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年三月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年二月十二日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

特定目的会社小樽Ｒ２

取締役　大村　圭一

訂正公告

平成二十一年六月二十二日（号外第一三〇号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、④及び⑤欄「東京都港区新橋６丁目２番９号折田ビル３Ｆ」とあるは「東京都港区南青山七丁目12番５号106」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年二月十二日

東京都港区南青山六丁目一三―一七

株式会社タワープランニング

代表取締役　結城眞理子

正　誤

ページ	段	行	誤	正
八四		終りから三	自動車交通局	航空局

平成二十二年一月二十六日法務省告示第四十号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）

四ページ一段二〇行目から二一行目までを削除する。（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月十二日付第二八号一二ページ●同日付政府調達第二八号四八ページ●一月十九日付衆会第二号一六ページ●同月二十日付参会第二号八八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）